

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桜井市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桜井市長

公表日

令和4年3月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 【特定個人情報ファイルを取り扱う事務】 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	健康管理システム（住民健診）、団体統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第76項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 102の2項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 102の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 けんこう増進課
②所属長の役職名	けんこう増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜井市役所 福祉保健部 けんこう増進課 633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり TEL:0744-45-3445
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜井市役所 福祉保健部 けんこう増進課 633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり TEL:0744-45-3445

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康推進課	すこやか暮らし部 けんこう増進課	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	健康推進課長	けんこう増進課長	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	健康推進課	桜井市役所 すこやか暮らし部 けんこう増進課 633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり TEL.0744-45-3445	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康推進課	桜井市役所 すこやか暮らし部 けんこう増進課 633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり TEL.0744-45-3445	事後	
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施による変更
令和2年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施による変更
令和3年4月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	すこやか暮らし部 けんこう増進課	けんこう増進課	事後	
令和3年4月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求請求先	桜井市役所 すこやか暮らし部 けんこう増進課 633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり TEL.0744-45-3445	桜井市役所 けんこう増進課 633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり TEL.0744-45-3445	事後	
令和3年4月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	桜井市役所 すこやか暮らし部 けんこう増進課 633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり TEL.0744-45-3445	桜井市役所 けんこう増進課 633-0062 奈良県桜井市大字粟殿1000-1 桜井市保健福祉センター 陽だまり TEL.0744-45-3445	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	健康管理システム(住民健診)	健康管理システム(住民健診)、団体統合宛名システム、中間サーバー	事前	再実施による変更
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 健診受診時の対象者可否の判断に利用	【特定個人情報ファイルを取り扱う事務】 ① 毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ② 医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③ 一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④ 番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	再実施による変更
令和4年3月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項	番号法第9条第1項 別表第一 第76項	事前	再実施による変更
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	再実施による変更
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠		【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 102の2項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 102の2項	事前	再実施による変更
令和4年3月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事前	再実施による変更
令和4年3月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事前	再実施による変更